

平 31 年第 1 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 31 年 2 月 20 日 開会
平成 31 年 2 月 20 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(2 月 13 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任	4
○一般質問	4
○議案第 1 号の上程、説明、採決、討論、採決	5
○議案第 2 号の上程、説明、採決、討論、採決	7
○議案第 3 号の上程、説明、採決、討論、採決	8
○議案第 4 号の上程、説明、採決、討論、採決	9
○議案第 5 号の上程、説明、採決、討論、採決	11
○議決事件の条項、字句等の整理	15
○閉会	15
○会議録署名	16

平成 31 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号

平成 31 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 31 年 2 月 13 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 金丸 一元

- 1 期日 平成 31 年 2 月 20 日(水)午後 2 時 10 分
- 2 場所 山梨県自治会館 2 階 研修室 1・2

【応招・不応招議員】

応招議員(21名)

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| 1 番 深沢健吾 君 | 3 番 谷垣喜一 君 | 4 番 深沢敏彦 君 |
| 5 番 西室 衛 君 | 6 番 清水康雄 君 | 7 番 齊藤博明 君 |
| 9 番 谷口和男 君 | 10 番 河野智子 君 | 12 番 飯島武志 君 |
| 14 番 笠井雄一 君 | 15 番 望月十四朗 君 | 16 番 田中一泰 君 |
| 19 番 三井 猛 君 | 20 番 佐藤一仁 君 | 21 番 渡部 保 君 |
| 22 番 後藤和雄 君 | 23 番 高村富三人 君 | 24 番 三浦直樹 君 |
| 25 番 倉沢鶴義 君 | 26 番 加藤和秀幸 君 | 27 番 白木昭一 君 |

不応招議員(6名)

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 2 番 奥脇和一 君 | 8 番 千野秀一 君 | 11 番 上野原市 |
| 13 番 中央市 | 17 番 望月藤一 君 | 18 番 樋口正訓 君 |

平成 30 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第 1 号)

平成 31 年 2 月 20 日(水)午後 2 時 10 分開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 2 号 平成 30 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)

日程第 8 議案第 3 号 平成 30 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 9 議案第 4 号 平成 31 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 10 議案第 5 号 平成 31 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 10 まで議事日程と同じ

出席議員(21 名)

1 番 深沢健吾 君	3 番 谷垣喜一 君	4 番 深沢敏彦 君
5 番 西室 衛 君	6 番 清水康雄 君	7 番 齊藤博明 君
9 番 谷口和男 君	10 番 河野智子 君	12 番 飯島武志 君
14 番 笠井雄一 君	15 番 望月十四朗 君	16 番 田中一泰 君
19 番 三井 猛 君	20 番 佐藤一仁 君	21 番 渡部 保 君
22 番 後藤和雄 君	23 番 高村富三人 君	24 番 三浦直樹 君
25 番 倉沢鶴義 君	26 番 加藤和秀幸 君	27 番 白木昭一 君

欠席議員(6 名)

2 番 奥脇和一 君	8 番 千野秀一 君	11 番 上野原市
13 番 中央市	17 番 望月藤一 君	18 番 樋口正訓 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 金丸一元 君 事務局長 功刀正 君 事務局次長 芦澤文男 君
業務課長 石井源仁 君 会計管理者 小口純枝 君
業務課資格管理担当リーダー 霜村直人 君
業務課庶務担当リーダー 雨宮正貴 君
業務課給付担当リーダー 神田晃二 君

事務局職員出席者

【開 会】

開会 午後 2 時 10 分

○事務局(有賀英敏君) 定刻となりました。ご起立下さい。相互に礼。ご着席下さい。
●議長(谷垣喜一君) ただいまから、平成 31 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合
議会定例会を開会いたします。議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は 21 人でござ
います。よって、地方自治法第 113 条の規定による過半数の定足数に達しておりますの
で、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長(谷垣喜一君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
日程に入る前に、ご報告申し上げます。2 番奥脇和一君、8 番千野秀一君、17 番望月
藤一君、18 番樋口正訓君より欠席の届けがありました。なお、11 番上野原市、13 番の
中央市の議員につきましては任期満了後まだ後任の議員がいまだ選任されておられ
ないので空席となっております。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項及び 199 条第 9 項の規定に基づく、監査委員
からの例月現金出納検査の報告は、お手元に配布のとおりです。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下、関係職員の
出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

山梨日日新聞社から写真撮影等の申し出があります。これを許可することに、ご異議
ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 異議なしと認めます。よって、議場内での撮影を許可すること
に決しました。

【広域連合長あいさつ】

●議長(谷垣喜一君) ここで、金丸広域連合長から発言の申し出がありますので、これ
を許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 金丸広域連合長。

○広域連合長(金丸一元君) 皆様、こんにちは。連合長の金丸でございます。平成 31
年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、ひとことご
挨拶を申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれまし
ては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心より感謝申し上げます。

いよいよ平成も残り僅かとなりました。4 月には新元号が公表され、5 月 1 日に改元
となります。まさに歴史的な 1 年になるのではないかと考えております。

後期高齢者医療制度におきましても、低所得者の均等割の軽減特例措置が 10 月に廃
止になることが決定されました。このことにつきましては、後ほど議事事項の中でもご
説明させていただきますが、今後も、各市町村とも緊密に連携・協力しながら、制度の
円滑な運営に、なお一層の努力をしてまいりたいと思っております。

今定例会では、保険料の軽減特例制度の見直しのための後期高齢者医療に関する条例
の一部改正、平成 30 年度一般会計及び特別会計補正予算案、平成 31 年度一般会計及
び特別会計予算案の 5 議案を提案させていただきます。

何とぞ十分なご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

【議席の指定】

●議長(谷垣喜一君) それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。新たに選出されました4名の議員を、会議規則第4条第2項の規定により、7番南アルプス市選出 斎藤博明君、8番北杜市選出 千野秀一君、10番笛吹市選出 河野智子君、21番西桂町選出 渡部保君の議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、1番深沢健吾君、16番田中一泰君を指名いたします。

【会期について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会議会運営委員会委員の選任について」を議題と致します。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第4条の規定により、議長において指名をいたします。

5番大月市西室衛君、7番南アルプス市齊藤博明君、25番富士河口湖町倉沢鶴義君を指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員として、ただいま指名をいたしました、西室衛君、齊藤博明君、倉沢鶴義君を選任することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、西室衛君、齊藤博明君、倉沢鶴義君を、議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。

【日程第5 一般質問】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第5「一般質問」を行います。議会の申し合わせ事項のとおり、質問は答弁を含め30分以内といたします。また、関連質問は認めません。

5番西室衛議員から通告がありますので、発言を許可します。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 5番西室衛君。

○議員(西室衛君) 大月市の西室です。よろしく願いいたします。

マイナンバーカード利用向上による市町村事務の簡素化についてでございます。ご承知おきのとおりマイナンバーカードにつきましては、現在確定申告でも利用させていただこうと思っております。

また、安倍首相につきましてもマイナンバーカードの普及にあたりまして、保険証と

して使用できるような方法を検討していきたいという内容の発言もございました。マイナンバーカードの情報量をもっと活用して市町村の事務の簡素化を図っていきたくて考えております。現在所得照会におきまして、マイナンバーカードの利用の情報連携の本格的な運用が始まっております。

しかし、この内容の情報量が不十分で、まだまだ改善される余地が残っていると考えております。この部分については保険だけでは無理だと思いますので、国と連携してその内容をもう少し充実させていただきまして、マイナンバーカードを使って所得照会が簡潔できるようにしていただきたいと考えております。その点について、広域連合としてどう考えていらっしゃるでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) 西室衛議員の一般質問に対する答弁を行います。

マイナンバーによる地方税情報の情報連携が、平成30年10月9日から本格運用されました。

情報連携の情報不足につきましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会において、適切な情報連携の具体例と事務の効率化や人為的ミスの防止策などを平成30年11月9日に厚生労働省に要望をいたしました。

現在、国では機能改善について検討中との回答を得ていますが、今後も手続きの簡素化と行政事務の効率化を図れるよう努めてまいります。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 5番西室衛君。

○議員(西室衛君) 答弁ありがとうございます。マイナンバーカードがどの程度の情報量を持っているか定かではありませんけれども、かなりの情報量をもっているかと思われますので、是非その点については具体的な内容を聞くことはできないと思われましても、これを使って事務の効率化を図れるように今後も努力していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

●議長(谷垣喜一君) 以上で一般質問を終了いたします。

【日程第6 議案第1号】

●議長(谷垣喜一君) 次に日程第6議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) 議案第1号、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

後期高齢者の保険料に関し、低所得者の軽減措置の拡充及び低所得者の軽減特例措置が段階的に廃止になることにより、所要の改正を行う必要がありますので、この条例案を提出するものであります。内容につきましては、石井業務課長よりご説明申し上げます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 石井業務課長。

○業務課長(石井源仁君) 先ほど連合長より話がありました。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成31年1月25日に公布され、低所得者、均等割5割軽減及び2割軽減に対する軽減措置の拡充が行われたことによる改正と、平成31年度国家予算の閣議決定により国の予算措置による低所得者、現在の均等割9割

軽減及び8.5割軽減の軽減特例の見直しによる平成31年度以降、段階的に特例が廃止になることにより、所要の改正を行うものでございます。

また、この機会に第5条第2項の被保険者均等割額の端数処理を実際の運用に合わせ、10円未満切り捨てるように改正するものであります。

別冊資料1 条例説明書の5ページをご覧ください。第5条第2項中1円未満を10円未満と改める。現在の運用が10円未満を切り捨てるとしているので、それに合わせるよう条例を改正するものでございます。

二つ目として5割軽減の基準について第13条第1項第2号中、27万5,000円を28万円に改める。これによって拡充が図られることとなります。同じく2割軽減の基準についても、第13条第1項第3号中、50万円を51万円に改めて低所得者の拡充に努めるということとなります。

四番目ですが、段階的に軽減特例の廃止について、現行の9割軽減は平成31年10月から本則通り7割軽減とするということで、政令で定められました。ただし実際の運用は、平成31年4月から8割軽減、平成32年4月から7割軽減とするため附則にて定められております。今現在の9割軽減と平成32年4月からの7割軽減の平均の8割軽減とするという考え方でございます。

五番目、現行の8.5割軽減の対象者は、平成31年度は8.5割のまま、平成31年10月から本則通り7割軽減とするという内容になっております。これについては先ほどの実際の内容は年間を平均すると8.5割7割というものの平均を取って7.75割軽減、平成32年4月から行うというものであります。平成33年からは本則通りということになっており、7割軽減とすると附則にて定められております。なおこの条例は平成31年4月1日から施行するということとなります。経過措置をうたってございますが、その内容につきましては平成31年度以降の年度分の保険料について適用いたしますが、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例によるという内容になっております。

以上が第1号議案の説明になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、「議案第1号」の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 9番谷口和男君。

○議員(谷口和男君) 質問を一点させていただきます。こちらの要旨ですと低所得者のために5割軽減を拡充するという事なんですけれども、今年の10月から消費税の増額が予定されていたりとか、低所得者にとって非常に厳しい内容になってきていると思われまして。軽減の改正はどうしてもしなくてはいけないものなんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 石井業務課長。

○業務課長(石井源仁君) さきほど説明をさせていただいた通りでございますが、この改正につきましては、ひとつは法律の一部を改正する政令、もうひとつはさきほど言われた、9割軽減8.5割軽減の関係は国の予算の措置による閣議決定ということで、既に国の関係はそれに基づいて予算措置がされています。そうすると9割軽減を仮にとるとその差額については山梨県の広域連合で背負わなければならなくなりますので、これは是非そのようにさせていただきたいと思ひます。なお国の予算措置に関する内容の中に、直接の後期高齢者医療保険とは関係ないのですが、介護保険や年金の9割軽減対象者の中に5,000円の支給をするというような内容も含まれているということで、是非一体的に改革をしたいという内容が国の資料から出ております。以上でございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 9番谷口和男君。

○議員(谷口和男君) 一体改革ということをおっしゃられていたんですけど、国の予算処置ですので県によっては、そのまま維持するようなところも出てくるかと思いますが、他県の状況など伝わってきていれば教えていただきたいです。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 石井業務課長。

○業務課長(石井源仁君) 広域連合の協議会という組織が全国にございます。それから関東についても同じくございます。その中で広域連合の協議会からも関東ブロックの中からも是非、9割軽減を本則の7割にする、段階的に廃止する内容については考えてほしいという要望をほとんど全広域連合から国に出しました。ただし国の回答については、その時期についても変わらず実施するという内容で返ってまいりました。各連合とも思いは是非先に延ばせるものなら延ばしてほしい、特例をずっと続けてほしいという思いはあったのですが、一応歩調的には全広域連合が同じ歩調を取るという方向になっております。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 9番谷口和男君。

○議員(谷口和男君) 意見なんですけれども、是非特例を残す方向でお願いできればと思います。こちらは意見なので答弁は結構です。

●議長(谷垣喜一君) 他に質疑はございせんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございせんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手多数でございます。よって「議案第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第7 議案第2号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第7議案第2号「平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について」を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) 議案第2号、平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)についてであります。補正予算額は6,763万7千円の減額であります。内容につきましては、芦澤次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 芦澤事務局次長。

○事務局次長(芦澤文男君) それでは平成30年度一般会計補正予算(第2号)の詳細について、ご説明いたします。別冊「資料2」補正予算明細書1ページからの事項別明細書に基づきまして、ご説明いたします。

初めに、歳入であります。6ページをお開きください。2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子および配当金を9千円増額し、1万円とするものです。これは、財政

調整基金運用利子の増額であります。3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金を 6,764 万 6 千円減額し、3,858 万 1 千円とするものです。これは、標準システム機器更改に伴う、契約額変更における基金取崩額減額による繰入額の減額であります。

次に歳出についてご説明いたします。8 ページをお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費を 552 万 7 千円増額し、1 億 6,937 万 8 千円とするものでございます。これは、山梨県市町村共同利用財務会計システム経費の委託料から負担金補助及び交付金への組替え、及び職員給与等負担金の増額でございます。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目老人福祉費を 4,822 万 6 千円減額し、3 億 6,206 万 4 千円とするものです。これは、特別会計への事務費繰出金(共通経費)の減額でございます。

4 款諸支出金、1 項基金費、1 目財政調整基金費を 2,493 万 8 千円減額し、1 万 1 千円とするものです。これは、前年度剰余金を積み立てず、事務費繰出金(共通経費)や職員給与等負担金に充当し、財政調整基金利子のみを積み立てるものであります。

以上が、平成 30 年度 一般会計補正予算(第 2 号)の詳細でございます。よろしくお願いたします。

●**議長(谷垣喜一君)** 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、「議案第 2 号」の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第 2 号「平成 30 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一般会計補正予算(第 2 号)について」を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(谷垣喜一君)** 挙手全員であります。よって「議案第 2 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第 8 議案第 3 号】

●**議長(谷垣喜一君)** 次に、日程第 8、議案第 3 号「平成 30 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 功刀事務局長。

○**事務局長(功刀正君)** 議案第 3 号、平成 30 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)についてであります。補正予算額は 9 億 5,386 万 4,000 円の追加であります。内容につきましては、石井業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 石井業務課長。

○**業務課長(石井源仁君)** 資料 2 の補正予算説明書の事項別明細書 16・17 ページをご覧くださいと思います。なお補正についてですが、節で 1,000 万円以上補正するところを説明いたします。補正については国、県等の内示通知、提出実績と過年度の伸びを今年度に当てはめて見込んだ補正予算となっております。

それでは 2 歳入市町村支出金、1 項市町村負担金、2 目療養給付費負担金、1 節現年度分 8,333 万円の増額は、療養給付費の定率 1/12 を市町村が負担するものです。2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費負担金、1 節現年度分 2 億 5,000 万円の増額は、療養給付費の定率 3/12 を国が負担するものです。2 項国庫補助金、1 目・1 節調整交付金 9,192 万 8,000 円の増額は、広域連合間の財政不均衡を是正するもので、概ね療養給付の 1/12 を国から交付されるものです。3 目・1 節円滑運営臨時特例交付金 1 億 3,646 万 9,000 円の減額は、保険料を低所得者の所得割軽減する特例交付金です。3

款県支出金、1 項県負担金、1 目療養給付費負担金、1 節現年度分 8,333 万 3,000 円の増額は、療養給付費の定率 1/12 を県が負担するものです。

続きまして、4 款 1 項支払基金交付金、1 目後期高齢者交付金、1 節現年度分でございますが、3 億 8,820 万円の増額は現役世代の加入する保険者からの支援金で、各都道府県の医療費に応じて支払基金経由で交付されるものでございます。

7 款に移らせていただきます。繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、先ほど一般会計の繰入金の所でも説明がありましたが事務費繰入金の 4,822 万 6,000 円の減額でございます。2 項基金繰入金、1 目・1 節の後期高齢者医療給付基金繰入金 2 億 164 万 7,000 円の増額は、療養給付費の不足分を繰り入れるものです。

10 款諸収入、3 項雑入、1 目・1 節第三者納付金 4,000 万円の増額は、交通事故等の第三者行為の損害賠償金等納付してもらったものでございます。

次に歳出に入らせていただきます。お手元の資料 20、21 ページをご覧ください。歳出につきましては、ここまでの契約差金等の減額と、決定通知等からの増額補正となっております。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4,940 万 2,000 円の減額は、13 節委託料で 3,097 万 9,000 円の減額、内容は広域連合システム契約差金で 1,477 万 6,000 円の減額、それから後期高齢者医療標準システム運用・保守で 1,432 万 5,000 円の減額が主なものです。14 節使用料及び賃借料は後期高齢者医療標準システムリース料で 1,767 万 7,000 円の減額が主なものです。

2 款に移らせていただきます。1 目療養給付費 10 億円の増額は、実績と過去の伸びを確認し今年度には当てはめて見込んだ補正予算となっております。あとは 1,000 万円をこえるような補正はございませんでした。それ以外のページにつきましては、ほとんどが財源更正という内容になっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第 3 号の質疑を行います。質疑はございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第 3 号「平成 30 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)」を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員であります。よって「議案第 3 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は午後 3 時といたします。

休憩 午後 2 時 53 分

再開 午後 3 時 00 分

【日程第 9 議案第 4 号】

●議長(谷垣喜一君) それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、日程第 9、議案第 4 号「平成 31 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) 議案第 4 号、平成 31 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。予算額は 5 億 3,683 万円であります。内容につきましては、芦澤次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 芦澤事務局長。

○事務局次長(芦澤文男君) それでは平成 31 年度一般会計当初予算の詳細について、ご説明いたします。別冊資料 3、予算説明書 1 ページからの事項別明細書に基づきまして、説明いたします。

初めに、歳入であります。6 ページをお開きください。1 款分担金及び負担金、5 億 336 万 1 千円は、事務費共通経費としまして構成 27 市町村から 5 億円及び標準システムの追加設備分として、12 市町村から 336 万 1 千円であります。この事務費共通経費負担金の算出方法であります。広域連合規約の規定によりまして、均等割りとし市町村の人口を按分し、年 4 回に分けて納付していただいております。

2 款財産収入、8 千円は、剰余金を積み立てる財政調整基金の運用預金利子であります。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 3,343 万 4 千円は、民生費の特別会計への事務費繰出金(共通経費)に充当するための基金取り崩しであります。4 款繰越金であります。収入額が未定のため科目設定となっております。5 款諸収入であります。預金利子など 2 万 6 千円となっております。歳入につきましては、以上であります。

引き続き、歳出についてご説明いたします。8 ページをお開きください。なお、表の右の説明欄には、節及び細節が記載されておりますので、ご参照をお願いいたします。1 款議会費、125 万 4 千円の主な支出見込みであります。定例会 2 回、臨時会 1 回の開催を予定しております。これに伴う議員 27 名の報酬 84 万円及び費用弁償 25 万 9 千円あります。

2 款総務費は、1 億 6,691 万 1 千円を見込んでおります。なお、総務費につきましては、主な支出予定の説明が 11 ページに渡りますが、よろしく申し上げます。3 節職員手当等 606 万 2 千円は、一般管理費の派遣職員 20 名の通勤手当に 478 万 6 千円、時間外勤務手当に 123 万 5 千円を見込んでおります。11 節需用費 161 万 6 千円は、一般管理費の需用費が 59 万 6 千円で、うち国保実務などの消耗品に 51 万 1 千円、財産管理費の需用費が 102 万円で、うち光熱水費に 90 万円などあります。12 節役務費 75 万 9 千円は、文書管理費の役務費が 17 万 9 千円で、通信運搬費のうち郵送料 13 万 2 千円など、財務管理費の役務費が 11 万円で、うち通信運搬費の財務会計システム回線使用料 5 万 9 千円など、財産管理費の役務費が 47 万円で、通信運搬費のうち電話料 18 万円などあります。13 節委託料 664 万円の主な支出予定は、一般管理費の嘱託職員健康診断委託料に 5 万円、文書管理費の条例等整備委託料に 117 万円、財務管理費の公会計システム委託料に 41 万 7 千円、情報管理費の財務会計システム及びグループウェア委託料に 500 万 3 千円を見込んでおります。14 節使用料及び賃借料、1,297 万 3 千円の主な支出予定であります。一般管理費の使用料及び賃借料が 225 万 3 千円で、うち機械借上及びシステムリース料の複合機レンタル料に 111 万円など、文書管理費の使用料及び賃借料が 1 万 4 千円で、自動車借上料の書類廃棄時のトラックレンタル料、財産管理費の使用料及び賃借料が 621 万円で、不動産借上料のうち広域連合事務室使用料 443 万 2 千円など、情報管理費の使用料及び賃借料が 449 万 6 千円で、うち機械借上及びシステムリース料の内部情報系パソコン及びサーバーリース料に 380 万 2 千円などを見込んでおります。18 節備品購入費 28 万 4 千円は、財産管理費の庁用器具費として PDF 等の編集ソフトの購入に 25 万 9 千円などあります。19 節負担金、補助及び交付金 1 億 3,765 万 1 千円の主な支出予定は、一般管理費の負担金、補助及び交付金が 1 億 3,656 万 5 千円で、うち派遣職員 20 名分の給与等を派遣元市町村に、負担金として 1 億 3,650 万 8 千円など、財務管理費の負担金、補助及び交付金が市町村共同利用財務会計システム負担金で 108 万 6 千円を見込んでおります。2 款 1 項 2 目公平委員会費 5 万 9 千円は、委員 3 名の報酬及び費用弁償であります。

12 ページをお開きください。2 款 2 項 1 目選挙管理委員会費 8 万 1 千円は、委員 4 名の報酬及び費用弁償であります。2 款 3 項 1 目監査委員費 35 万 7 千円は、委員 2 名による月例監査などに係る、報酬及び費用弁償であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目老人福祉費 3 億 6,765 万 6 千円は、特別会計への繰出し金であります。4 款諸支出金、1 項基金費、1 目財政調整基金費 9,000 円は、基金の運用預金利子の積立を見込んでおります。5 款予備費につきましては、100 万円を計上しております。

以上が、平成 31 年度 一般会計予算の詳細であります。よろしくお願いたします。

●**議長(谷垣喜一君)** 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第 4 号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号「平成 31 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(谷垣喜一君)** 挙手全員であります。よって「議案第 4 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第 10 議案第 5 号】

●**議長(谷垣喜一君)** 次に、日程第 10、議案第 5 号「平成 31 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

○**事務局長(功刀正君)** 議案第 5 号、平成 31 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算額は 1,039 億 8,198 万 2,000 円であります。内容につきましては、石井業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 石井業務課長。

○**業務課長(石井源仁君)** それでは平成 31 年度当初予算の特別会計分を説明させていただきます。資料 3 の予算事項別明細書 24、25 ページから説明させていただきます。特別会計につきましては医療の給付に関する収支となります。前年と比較しまして増額している大きな要因としましては、被保険者の増加に伴う医療費の増加を見込んだものです。また、平成 31 年度から財務会計システムが共同財務になるため、今までの様式と違う様式で当初予算の事項別明細書が出来上がっております。

あと、皆さんのお手元には予算科目解説書というのがございます。この予算科目解説書の中身も触れさせていただいて説明をしたいと思っております。

それでは最初に歳入について節においては、予算額の前年度比較が 1 億円を超える所を主に説明します。また、説明欄に財源名称が載っています。ご参照していただきたいと思っております。1 款市町村支出金、1 項市町村負担金は、医療の給付に係る市町村の負担金でございますが、1 目 1 節保険料等負担金 75 億 3,053 万円は、各市町村で収納した保険料相当額です。1/12 にあたる市町村が負担すべき定率負担分でございます。3 目 1 節保険基盤安定負担金 20 億 4,265 万 5,000 円は、保険料の均等割軽減の 7 割軽減分まで、被扶養者の 2 年という期限がございますが、5 割軽減分までの財源として入ってくるものでございます。

2 款国庫支出金は、医療の給付に係る国の負担金と補助金等でございます。1 項国庫負担金、1 目療養給付費負担金、1 節現年度分 244 億 8,923 万 5,000 円は、国が負担すべき定率負担分で、療養給付費の 3/12 に相当する額になってございます。2 目高額医

療費負担金、1 節現年度分 4 億 1,062 万 3,000 円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和して、財政の安定化を図るため、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費のうち、保険料と調整交付金に係る部分の 1/4 を国が負担するものとなっております。2 項国庫補助金、1 目 1 節調整交付金 90 億 8,291 万 4,000 円は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付費の概ね 1/12 を交付されるものとなっております。2 目後期高齢者医療制度事業費補助金、1 節健康診査事業は、健康診査補助基準額の 1/3 以内で補助されるものとなっております。2 節医療費適正化等推進事業は、重複・頻回受診者等への訪問指導強化、後発医療品の使用促進等の普及、啓発の強化及び懇話会の開催に係り入ってくるものとなっております。3 節特別高額医療費共同事業は、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える著しく高額な医療費について、その 200 万円を超える部分を対象に、全国の広域連合で負担し合う事業の拠出金に対するものです。3 目 1 節円滑運営臨時特例交付金 4 億 807 万 8,000 円は、先ほど条例の所でもございました保険料軽減に係る財源として、低所得者の軽減特例、保健基盤安定負担金の部分を除いて特別に補填されるものとなっております。軽減特例の 9 割が 8 割に変わるため減額となっております。4 目後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、東日本大震災で避難してきた後期高齢者に対し、一部負担金の免除と保険料の減免額に対して、国から補助金が交付されるものです。

3 款に移ります。県支出金は、医療の給付に係る県の負担金と補助金等であります。1 項県負担金、1 目療養給付費負担金、1 節現年度分 81 億 6,307 万 8,000 円は、療養給付費の 1/12 にあたり、県が負担すべき定率負担分です。2 目高額医療費負担金、1 節現年度分 4 億 1,062 万 3,000 円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の 1/4 を国と同様に県が負担するものです。

26、27 ページになります。2 項 1 目 1 節財政安定化基金交付金は、保険料が予定した収納率を下回ったこと、予想以上に給付費が膨らんだことなどで生じる財源不足を補うために県に設置されております基金の受け入れでございます。3 項県補助金、1 目後期高齢者医療保険事業補助金、1 節健康診査事業補助金は、健康診査費用のうち国が定めた補助基準額の 1/3 を国と同様に県から補助されるものとなっております。

4 款支払基金交付金 1 項は、現役世代からの支援金で、給付費の 4/10 相当額にあたりますものとなっております。1 目後期高齢者交付金 1 節現年度分 421 億 4,472 万円は、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を各都道府県の医療費に基づき、支払基金から広域連合に交付するものです。

5 款特別高額医療費共同事業交付金は、先ほど 1 件 400 万円を超える高額なレセプトという話をさせていただきました。200 万円を超える部分について保険料と調整交付金で賄うべき部分から公費の高額医療費を除いた部分を受け入れる課目となっております。

6 款財産収入は、後期高齢者医療給付並びに保険事業等支援基金の運用利子です。

7 款繰入金は、一般会計と基金の繰入金でございます。1 項 1 目一般会計繰入金、1 節事務費繰入金 3 億 6,765 万 6,000 円は、市町村からの事務経費の負担金になります。一旦一般会計で受け入れたものを、特別会計へ繰り出します。2 項基金繰入金、1 目 1 節後期高齢者医療給付基金繰入金 5 億 3,515 万 5,000 円は、後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営に資するために、基金から給付に要する費用等の財源確保をするものです。

8 款繰越金 1 項 1 節は、平成 30 年度繰越金です。

9 款県財政安定化基金借入金 1 項 1 目 1 節財政安定化基金借入金は貸付事業で、保険料が予定していた収納率を下回ったこと、予想以上に給付費が増加したことで生じる財

源不足等を補うために、県に設置されています

28、29 ページになります。10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、2 項預金利子、3 項雑入となっております。1 目第三者納付金、1 節現年度分 1 億円。交通事故等の第三者行為に係る医療費についての加害者からの納付金です。2 目返納金は、所得の更正等で負担区分が変更になった方から高額医療費、医療給付費を返還していただくものです。

次に 30、31 ページになります。歳出については、節において予算額及び対前年度比較が 1 億円を超える所を主に説明します。また、様式の主な変更点について、説明しておきます。何が違うかといいますと、最初に目の事業のところ今年度の財源内訳というところがございます。その前年度の財源内訳というところは目のところに合計数字で国県支出金その他一般財源ということで数字が載っておりますが、その下にたとえばここでいきますと、国県支出金が 123 万 3,000 円ということで、除く一般財源が 1,049 万 5,000 円と。これは一番右側の説明欄のアンダーラインがしてあるのが大事業。目レベルと同じです。その下に中事業という分類で嘱託職員人件費と載っておりますが、その財源の内訳がここに載ってきます。そして今年度の財源内訳のアンダーラインのしたは国だとか県だとか諸といった予算科目の頭文字が載ってきます。さらに説明欄のところについては細節まで数字が、中事業ごとに載ってまいります。

それでは具体的に説明をさせていただきます。支出につきましては最初にこのページの 13 節委託料、この数字が 2 億 6,240 万 3,000 円となっております。これは内訳としまして、この次のページ 32,33 ページの説明欄 08 標準システム等電算事務というところに総額でいきますと 1 億 4,025 万 7,000 円とございますが、その 13 節 9,564 万 2,000 円と 10 とございます中事業の国保連合会委託事務というところに 1 億 2,660 万 4,000 円まるまるこの数字が委託料ということでこの説の主な内容となっております。

34、35 ページになります。2 款保険給付費は、被保険者に対する医療費等で給付費用になります。審査支払手数料以外は 19 節負担金、補助及び交付金でございます。1 項療養諸費は、審査支払手数料以外、負担金です。1 目療養給付費 970 億円は、入院、外来、歯科等の給付費でございます。2 目訪問看護療養費 4 億 5,000 万円でございます。

36、37 ページになります。3 目特別療養費は、資格証の方からの請求により給付するものです。4 目移送費は治療を受けるために、病院又は診療所に移送されたときの費用です。5 目審査支払手数料 3 億 750 万円は、国保連合会に委託している審査支払に係る役務費です。6 目療養費 11 億円は、補装具、柔道整復等の給付費用でございます。

38、39 ページになります。2 項高額療養諸費は補助金です。1 目高額療養費 40 億 5,000 万円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えたものについて給付するものです。2 目高額介護合算療養費 1 億 500 万円は、医療保険と介護保険の自己負担分の合算が限度額を超えた額について給付するものでございます。3 項その他医療給付費は補助金でございます。1 目葬祭費 3 億 9,000 万円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に、葬祭費として 5 万円を給付するものでございます。

40、41 ページをご覧くださいと思います。4 款保健事業費 1 項健康保持増進事業費は、高齢者の医療の確保に関する法律に、後期高齢者医療広域連合においては、健康教育、健康相談、健康診査等、健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないと規定されています。それに対しては各市町村で事業を行うもの、広域連合で事業を行うものがございます。それに対して国・県の補助金が措置されています。

次に 5 款基金積立金でございますが、1 目後期高齢者医療給付基金積立金と 2 目保険事業等支援基金積立金がございますが、これは財源確保のためにここへある程度の金額を積立って、いざというときの財源不足に対応するものとなっております。

42、43 ページになります。6 款公債費、1 項 1 目 23 節償還金、利子及び割引料は、借

入金に対する元金、利子等の返済金でございます。

7 款諸支出金につきましては、1 項償還金及び還付加算金は、国・県への償還等の支出金と保険料を還付するときの加算金であります。23 節償還金、利子及び割引料です。1 目保険料還付金は、過年度の保険料の市町村への還付金です。2 目償還金は、療養給付費等の精算に伴う返還金で国庫支出金分、県支出金分等が主なものです。3 目還付加算金は、市町村が保険料を還付する際に発生した加算金を市町村に支出するものとなっております。

8 款予備費、1 項 1 目は、不測の事態に対応するための予備的経費です。ここから足りなくなった支出の科目へ予算をもっていって、実際に必要な科目で支出するものとなっております。

以上が平成 31 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の詳細です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第 5 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 20 番佐藤一仁議員。

○議員(佐藤一仁君) 28 ページの雑入のところですけど、第三者納付金が 1 億円入っておりますが、先ほど補正予算のところでは 1 億 4,000 万になっていましたが、これは今年度だけ特別に増えたのかこういう傾向にあるのかをお聞きしたいです。よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 石井業務課長。

○業務課長(石井源仁君) お答えさせていただきます。先ほどの説明のとおり、後期高齢者による交通事故が大変多くなってきております。この事務に関しては広域連合で行う関係と広域連合から国保連合会の方へお願いして委託しています。今年度だけが特別というわけではなくてさらに増える可能性があると考えております。ただ当初予算としたらその傾向を多大に見積もることを避けたということで 1 億円とさせていただきます。以上でございます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 20 番佐藤一仁議員。

○議員(佐藤一仁君) 今年度はすでに 1 億円を消化したという考え方でよろしいでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 石井業務課長。

○業務課長(石井源仁君) そういう内容になっております。

「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 20 番佐藤一仁議員。

○議員(佐藤一仁君) ありがとうございます。そういう方向になっているのだとしたら前年度と同じ 1 億円というのはどうかなと思って質問したのですが、今後も適宜調整を図っていただきたいと思っております。答弁は結構です。以上です。

●議長(谷垣喜一君) 他にございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。議案 第 5 号、「平成 31 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計」を、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。よって「議案第 5 号」は原案のとおり可決することに決定致しました。

【条項、字句等の整理】

●議長(谷垣喜一君) お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。
『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) 異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長(谷垣喜一君) 以上をもちまして、本定例会に付されました議案の審議は、すべて終了いたしましたので会議を閉じます。

ここで、金丸広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 金丸広域連合長。

○広域連合長(金丸一元君) 長時間にわたりお疲れ様でございました。議長より発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、慎重な審議をいただきありがとうございました。広域連合長という大役を仰せつかり2年が経過いたしました。この度私事で大変恐縮ではございますが、ここを一つの区切りと考え、本年3月31日をもちまして、広域連合長の職を辞することといたしました。就任以来、皆様には、ご厚情とご支援を賜り、お陰様をもちまして職責を遂行し得ましたことを心より御礼申し上げます。

誠に、ありがとうございました。

●議長(谷垣喜一君) これで本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。ここで閉会にあたり、一言申し上げます。山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、平成31第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

○事務局(有賀英敏君) ご起立下さい。相互に礼。

閉会 午後3時45分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 谷 垣 喜 一

署名議員 深 沢 健 吾

署名議員 田 中 一 泰